

大日本帝國政府

橫濱正金銀行總務部長
日本銀行外事局長

殿

昭和十九年三月三十一日

大藏省 外資局長

昭和十九年三月三十一日以降銀行在外資産損失補償制ニ於ケル日本銀行又ハ集中勘定ト、取引方法ニ付テハ昭和十七年一月六日附蔵爲總第二號ノ通達實施細目ニ拘ラス當分ノ間左記方法ニ依ルコトニ致候條御了知相成度

記

一、實施細目第四項乃至第六項ニ依ル日本銀行又ハ集中勘定ト、現賣先買ノ乘換取引ニ於ケル先物ノ受渡期ハ昭和二十一年三月三十一日トスルコト但シ公定電信相場（公定電信相場ナキモ）ハ大藏省

大日本帝國國庫

ニ領ヤ山公家買部...
リ合買部...
三、四月十日...
八、買部...
五、買部...
六、買部...
七、買部...
八、買部...
九、買部...
十、買部...
十一、買部...
十二、買部...
十三、買部...
十四、買部...
十五、買部...
十六、買部...
十七、買部...
十八、買部...
十九、買部...
二十、買部...
二十一、買部...
二十二、買部...
二十三、買部...
二十四、買部...
二十五、買部...
二十六、買部...
二十七、買部...
二十八、買部...
二十九、買部...
三十、買部...
三十一、買部...
三十二、買部...
三十三、買部...
三十四、買部...
三十五、買部...
三十六、買部...
三十七、買部...
三十八、買部...
三十九、買部...
四十、買部...
四十一、買部...
四十二、買部...
四十三、買部...
四十四、買部...
四十五、買部...
四十六、買部...
四十七、買部...
四十八、買部...
四十九、買部...
五十、買部...
五十一、買部...
五十二、買部...
五十三、買部...
五十四、買部...
五十五、買部...
五十六、買部...
五十七、買部...
五十八、買部...
五十九、買部...
六十、買部...
六十一、買部...
六十二、買部...
六十三、買部...
六十四、買部...
六十五、買部...
六十六、買部...
六十七、買部...
六十八、買部...
六十九、買部...
七十、買部...
七十一、買部...
七十二、買部...
七十三、買部...
七十四、買部...
七十五、買部...
七十六、買部...
七十七、買部...
七十八、買部...
七十九、買部...
八十、買部...
八十一、買部...
八十二、買部...
八十三、買部...
八十四、買部...
八十五、買部...
八十六、買部...
八十七、買部...
八十八、買部...
八十九、買部...
九十、買部...
九十一、買部...
九十二、買部...
九十三、買部...
九十四、買部...
九十五、買部...
九十六、買部...
九十七、買部...
九十八、買部...
九十九、買部...
一百、買部...

大日本帝國通報

日... 公... 大...
 一... 日... 大...
 二... 日... 大...
 三... 日... 大...
 四... 日... 大...
 五... 日... 大...
 六... 日... 大...
 七... 日... 大...
 八... 日... 大...
 九... 日... 大...
 十... 日... 大...
 十一... 日... 大...
 十二... 日... 大...
 十三... 日... 大...
 十四... 日... 大...
 十五... 日... 大...
 十六... 日... 大...
 十七... 日... 大...
 十八... 日... 大...
 十九... 日... 大...
 二十... 日... 大...
 二十一... 日... 大...
 二十二... 日... 大...
 二十三... 日... 大...
 二十四... 日... 大...
 二十五... 日... 大...
 二十六... 日... 大...
 二十七... 日... 大...
 二十八... 日... 大...
 二十九... 日... 大...
 三十... 日... 大...

大日本帝國政府

昭和十九年二月二十九日

大藏省外資局長 久保文藏

南方開發金庫業務部長 殿

第三國通貨爲替持高集中制ニ於ケル日本銀行トノ出合取引ノ受渡期
 日竝ニ受渡期日ニ於ケル乘換方法ニ付本日別紙ノ通日本銀行ニ通知
 致置候ニ付可然御取計相成度
 (日銀通牒添付ノコト)

大日本帝國通則

(日銀發行額) (イ) 日銀發行額... 昭和十八年四月十九日... 大藏省外資局長 久保文藏



大日本帝國政府

昭和十八年四月十九日

大藏省外資局長 久保文藏

横濱正金銀行爲替部長 伊藤和雄 殿

本年一月一日以降補償制第三國通貨爲替持高集中ニ於ケル日本銀行又ハ集中勘定トノ出合取引ノ受渡期日ニ付テハ昭和十七年十二月二十八日附藏外爲第四三六六號ヲ以テ當該取引日ノ屬スル每半期末日トシ六月及十二月中ノ出合取引ハ翌半期末日トスルコトニ通知致置候處本年三月十一日法律第四十二號ヲ以テ銀行ノ營業年度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄ト改正アリタルヲ以テ本年五月一日以降右出合取引ノ受渡期日ハ當該取引日ノ屬スル每半期末日(九月末日又ハ三月末日)トシ三月及九月中ノ出合取引ニ限り翌半期末日ヲ受渡期トスルコトニ決定致候條御了知相成度 追而本年六月三十日受渡期日到來分ニ付テハ從來ノ方法ニ依リ各

大日本帝國通商

昭和十八年四月十九日

大藏省外資局長 久保文藏

日本銀行外事局長 柳田誠二郎 殿

昭和十八年三月十日法律第四十二號ヲ以テ銀行ノ營業年度ノ改正ニ
 伴ヒ補償制第三國通貨爲替持高集中ニ於ケル日本銀行又ハ集中勘定
 トノ出合取引ノ受渡期日ニ關シ本日別紙ノ通橫濱正金銀行ニ通牒致
 置候條御了知ノ上可然御取計相成度
 別紙「橫濱正金銀行宛通牒」省略

大日本帝國通商

昭和十八年四月十九日

大藏省外資局長 久保文藏

日本銀行外事局長 柳田誠二郎 殿

昭和十八年三月十日法律第四十二號ヲ以テ銀行ノ營業年度ノ改正ニ
 伴ヒ補償制第三國通貨爲替持高集中ニ於ケル日本銀行又ハ集中勘定
 トノ出合取引ノ受渡期日ニ關シ本日別紙ノ通橫濱正金銀行ニ通牒致
 置候條御了知ノ上可然御取計相成度
 別紙「橫濱正金銀行宛通牒」省略